

## 補助金申請書記入要領

### 【手続きの流れ】

#### 1. 交付申請

様式第1号及び添付書類を感染症対策課へ提出

【提出期間】令和7年7月1日（火）から令和7年10月31日（金）まで



今回は上記1の手続きです。

以下2～4は交付決定通知後の手続きとなります。

#### 2. 交付決定

書類審査後、感染症対策課から補助金交付決定通知書を送付します

#### 3. 実績報告

決定通知書が届き、補助事業が完了したら、速やかに様式第5号及び添付書類を感染症対策課へ提出

#### 4. 補助金の額の確定

感染症対策課から補助金確定通知書を送付し、後日指定された口座へ入金します

### 様式第1号(結核予防費補助金交付申請書)

- (1) この申請書は、定期の結核健康診断事業を実施し、その経費(学校又は施設が負担したものに限り、ます)について補助金を申請するものです。
- (2) 申請者の住所は、地番まで詳細に記し、必ず郵便番号を付記してください。
- (3) 事業実施機関の設置者が法人である場合は、申請者の住所は法人事務所の所在地とし、法人名及び代表者職氏名を記してください。
- (4) 法人以外の者が申請する場合は、代表者職氏名欄に記名ください。
- (5) 2以上の対象施設等を有する設置者は一括して申請を行ってください。  
対象の学校・施設は、全て記入してください。
- (6) 「申請額」は、様式第1号別紙の「補助金算出額」( $(G) \times 2/3$ )を記入してください。
- (7) 申請書に記載する数字は、すべてアラビア数字(1. 2. 3...)を用いてください。

### 様式第1号別表(事業計画)

- (1) 「総事業費(A)」は、結核健康診断実施に必要な額(税込)を記入してください。  
他の健診費用(身体測定・尿検査など)や振り込み手数料は、健診に直接かかわる経費でないため含まれません。
- (2) 「寄付金その他の収入予定額(B)」は、補助事業を実施した年度における、その実施に関する収入の額を記入してください。(福岡市における本事業の補助金算出額を除く)

### 様式第1号別紙(収支計画)

- (1) 「支出予定額(C)」は、事業計画の「差引額(A)-(B)=(C)」を記入してください。
- (2) 基本額の「対象人数(D)」には、胸部エックス線検査を受診する学生・生徒もしくは施設入所者全

ての人数(間接撮影、直接撮影の合計)を記入してください。

当該学校の学生又は生徒で入学した年度の者(※修業年限が1年未満の者は除く)並びに当該施設に入所しており健康診断を実施する年度に65歳以上となる者が対象です。

※ 1人につき、年1回の健康診断のみ補助の対象となります。

※ 教職員(業務従事者)は補助対象外です。記入しないでください。

**(3) やむを得ない理由により立位による撮影ができない方が直接撮影(デジタル撮影)で受診する場合は加算額の対象人数に記載してください。**

※ 「やむを得ない理由」とは、身体的な事情によりポータブルエックス線撮影機で撮影しなければならない場合など、医学的な理由により直接撮影する場合をいいます。この場合、報告の際(様式第5号提出時)にその理由を明記した書類を添付してください。

※ 上記以外の理由により直接撮影(もしくはデジタル撮影)を行った(行う予定の)場合は、基本額(640円)のみの算定となります。

(4) 「補助基本額(G)」は(C)か(F)のいずれか少ない方の額を記入してください。

(5) 「補助算出額」は $(G) \times 2/3$ の1円未満の端数は、切り捨ててください。

### 添付書類

(1) 様式第1号別表を添付してください。

(2) 定款又は寄付行為の写しと、役員名簿、申請に係るチェックリストを添付してください。

(3) 申請者と補助金の受領者が異なる場合は、申請者から受領者に補助金の受領に関する権限を委任する旨の委任状を提出してください。

### 注意事項

(1) 申請は必ず期日までに行ってください。

(2) 補助金の交付決定通知後に次のいずれかの事項に該当する場合は速やかに補助金交付金変更交付申請書(様式第3号)を提出してください。

- ・ 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をするとき
- ・ 補助事業を中止又は廃止するとき
- ・ 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき